

平成31年度住宅リフォーム 助成事業を実施します



この事業で住宅リフォームを実施した世帯に、市内の登録店舗（募集は別途行います）で使用出来る商品券を交付します。

Q1. どんな人（建物）が対象となるの？

A1. 本人及び世帯全員に市税などの滞納がなく、市内に現在居住している住宅やマンションをお持ちの方で、着工前に事業申請をして認定されたリフォーム工事が対象となります。なお、対象外は次のとおりです。

- 対象外** ①同じ箇所の工事で他の国県市の補助金等を受けている方
②過年度（24～27、30年度）にこの助成事業を利用して実施された住宅

Q2. 熊本地震による被災者支援制度を受けている場合は対象となるの？

A2. 宇土市熊本地震災害対策義援金、被災者生活再建支援金を受給された方も助成対象となります。

Q3. どんな工事が対象となるの？

A3. 裏面に掲げる「対象となる工事」（※必須工事を含む）が30万円以上（税抜）であれば対象となります。ただし、本市に本社、本店又は支店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者と契約を締結し、平成31年12月27日（金）までに確実に工事が完了する工事（実績報告書及び関係書類の提出も含む）が対象となります。

Q4. 商品券はいくらもらえるの？

A4. 対象となるリフォーム工事に係る費用（税抜）の20%で、上限が20万円です。
（1,000円未満切捨て）

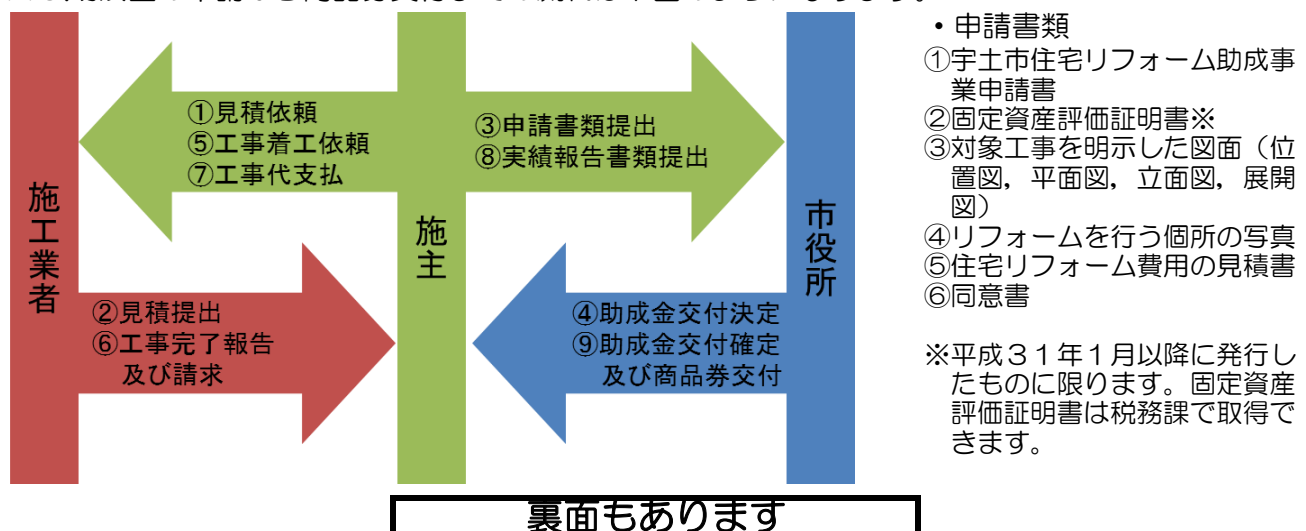
Q5. 申請受付はいつから？受付方法は？

A5.（☆要チェック）

- ・受付期間 平成31年5月13日（月）～平成31年8月30日（金）
※予算額に到達した時点で締め切ります。未到達の場合、期間延長します。
- ・受付方法 受付開始後、随時受付。先着順となりますのでご注意ください。

Q6. 住宅リフォーム助成制度の流れは？

A6. 助成金の申請から商品券交付までの流れは下図のようになります。



Q7.商品券はいつからどのように使えるの？

A7.まず、商品券は額面1,000円の単券形式です。（※使用の際、1,000円未満の端数に対し、お釣りはありませんのでご了承ください。）商品券を利用できる店舗は、宇土市内の小売業・飲食業・美容業など、市内の登録店舗のみ使用が可能です。商品券の利用は、平成31年8月以降に発行し、平成32年1月31日（金）まで使用できます。

1. 必須工事：工事の中に必ず一つは取り入れていただきます。

◆必須工事 ①～④の 中から1つ以上	①木材利用促進（県産材を床，壁，天井等に使用する） ②UD化（段差解消，手すり設置，扉の取手をレバーハンドルに交換等） ③省エネルギー推進（断熱性向上のための窓改修，断熱材の設置等） ④子育て支援等（子ども部屋改修等）
--------------------------	--

2. 対象となる工事 ※対象工事と必須工事の合計が30万円以上のもの（消費税別）

区 分	内 容
外部工事	屋根の葺替，防水，塗装，その他の屋根工事
	外壁の張替，塗装，その他の外装工事
	雨樋の取替，改修，その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付，取替，その他の建具工事
内部工事	床材，壁材及び天井材の張替，その他の内装工事又はタイル工事
	床材，壁材及び天井材の塗装，その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替，襖の張替，その他の建具工事
	畳の入替，表替，その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化，浴槽の取替，その他の浴室工事
	システムキッチンの取替，その他の厨房工事
	洗面台，便器の取替，その他の衛生設備工事
	給水管，排水管及びガス管の取替，その他の配管工事
	配線，コンセント設置，その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置工事
その他の工事	構造工事，外部工事，内部工事，建設設備工事に関連して行う解体工事 基礎，土台，柱，壁，その他構造部分の耐震補強工事

3. 対象とならない工事

区 分	内 容
建築工事	外構工事
	別棟の物置や車庫に関する工事
	広告塔や広告看板等に関する工事
	店舗との併用住宅の場合の店舗部分に関する工事
機器等の 更新のみ	エアコン，ガスコンロ，給湯器（ボイラー等），温水洗浄便座等の機器本体の購入費用や単純な電気製品等の更新
	冷暖房機器の機器本体の購入費用

※高効率給湯器の設置，太陽光発電設備の設置は対象となりません。

【問い合わせ先】

宇土市役所商工観光課商工観光係

住所：住所：宇土市浦田町51（福祉センター2F）

TEL：22-1111（内線612・613）